

告示

埼玉県告示第千三百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務	サンエス警備保障株式会社 千葉県千葉市花見川区幕張本郷五丁目四番七号	令和六年十二月一日から令和七年十一月三十日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年十二月一日

三 委託をした日

令和六年十一月一日